

第2回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和8年5月26日(火) 午後2時00分～午後3時50分
- 2 場 所 市役所東庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 【会長】金子 憲
【職務代理】小島 昌夫
【委員】本田 文栄、小山 洋子、竹内 潤三、堀江 秀徳、梅山 政尚、
長谷川 江里子、沖倉 美枝、小山 愛
【事務局】河野企画部長、大武財政課長、尾嶋主査、小山主任
【説明員】杉山上下水道部長、本橋上下水道業務課長、井上上下水道設備課長、
大野主査
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 下水道使用料の適正化について
(2) 下水道工事店指定事務手数料
(3) 排水設備計画確認手数料
(4) 排水設備工事検査手数料
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

【事務局】

定刻になったので、ただいまから第2回羽村市使用料等審議会を開催する。

なお、本日は委員全員が出席しているため、羽村市使用料等審議会条例第5条第3項に規定する定数に達しており、審議会が成立していることを報告する。

【会長】

ただいまから、第2回羽村市使用料等審議会を開催する。

本日は、下水道使用料の適正化が審議事項となっている。下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会インフラであることから、委員各位におかれては、前回に引き続き、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂き、幅広い観点から活発かつ有意義な議論をお願いしたい。

1 審議事項

(1) 下水道使用料の適正化について

【会長】

審議事項(1)「下水道使用料の適正化」について、所管課から説明をお願いする。

【説明員】

…(資料1、別紙1～16について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【職務代理】

各市町村の従量別使用料にばらつきが生じている。武蔵野市とあきる野市を比較すると、あきる野市の方が3倍程度高いが、その要因について確認したい。

【説明員】

下水道は、勾配を利用して流す自然流下方式となっている。あきる野市は山間部であり、勾配により下水が下がりすぎてしまった場合はポンプアップを行い、再度勾配を利用して流す必要がある。このような設備の動力費が必要となることや人口密度によって従量別使用料に差異が生じているものと認識している。

【委員】

別紙1において、使用料の平均値が示されているが、近隣自治体においても使用料の高い低いがあるため、平均値によって市の使用料が適切かどうかの評価はできないのではないかと感じたところである。

また、別紙13において、稲城市、清瀬市、福生市を類似自治体としているが、この3自治体を類似団体とした理由を確認したい。

【説明員】

別紙1における使用料の平均値については、市の使用料が多摩地域26市平均よりも低い水準にあるという現状を説明するために示したものである。

他市においても、流域下水道維持管理負担金の単価改定の影響により、下水道使用料の改定を検討していると聞いており、改定の予定がない自治体は3市のみと聞いている。

あきる野市については、令和8年4月に料金改定を行っており、別紙1においてはこの状況が反映されているため、使用料が上位にいる要因となっている。

類似団体の選定理由であるが、下水道総合計画を策定した際に、「処理区域内の人口が5万人以上10万人未満」、「使用水量の密度が1ヘクタール当たり7,500立方メートル以上」、「供用を開始してから25年以上」、「地方公営企業法の適用が済んでいること」の4つの基準を満たす3自治体を類似団体としたものである。

【説明員】

補足説明となるが、西多摩地域から排出される汚水は、昭島市と八王子市に所在し、東京都が管理する「水再生センター」に集まり、処理が行われている。その処理費用が、流域下水道維持管理負担金であり、各市町村の排出量に単価を乗じた金額を各市町村が負担している。

市では令和6年10月に下水道使用料の改定を行い、令和7年度仮決算においては、収支が黒字に転じたが、令和8年4月1日付けで東京都が処理費用について、40.16%の単価改定を行ったことにより維持管理負担金が増加し、別紙5-1の経常収支にあるように令和8年度以降において1億円以上の赤字が見込まれることから、今回使用料を改定し、経営健全のため黒字化を図りたいものである。

【委員】

国庫等補助金が令和8年度から0となっている理由を確認したい。

【説明員】

令和8年度以降については、国庫補助金を活用した事業の実施予定がないため、計上していない。
今後、国庫補助金を活用して実施する事業がある際は、財源を獲得し、事業を実施する予定としている。

【委員】

別紙11に記載された排出量について、一般家庭では、どの区分の排出量が多いのか確認したい。
また、埼玉県八潮市で発生したような事故が、市において発生する可能性があるか確認したい。

【説明員】

一般家庭においては、「8立方メートル以下」、「8立方メートル超から20立方メートル以下」、「20立方メートル超から30立方メートル以下」といった水量が低いものが多い状況にある。

埼玉県八潮市の事故については、埼玉県が管理する直径6メートル程度の大型管路であり、市内に布設された東京都下水道局が管理する管路は直径1.5メートル程度と大きさが異なっている。

市で管理している下水道管路は直径25センチメートル程度であり、ストックマネジメント計画に基づき、15年以上前から順次計画的に調査を行い、翌年度には修繕等を行っているため、事故のリスクは低いと考えている。今後もしっかりと維持管理をしていく。

【委員】

市の下水道管は、ゲリラ豪雨等に対応できる下水道管なのか確認したい。また、老朽化したマンホール蓋の交換はどのタイミングで行われているのか。

【説明員】

雨水管路については、雨量50ミリに対応できるよう整備している。マンホール蓋の交換作業は、道路補修のタイミングや耐用年数の経過により交換している。交換の際は、圧力開放型など次世代型のマンホール蓋へ交換している。

【委員】

市のマンホールカードについて、どの程度の枚数を配布しているのか確認したい。

【説明員】

市にはデザインマンホールが3種類あり、うち2種類がマンホールカードとなっている。
年間でそれぞれ2,000枚程度、配布している。

【委員】

今回東京都が行った流域下水道維持管理負担金の改定により急激な収支の悪化につながる事となるが、改定について東京都からどのように通知されたのか。また、これまでの改定履歴について確認したい。

【説明員】

昭和57年度に1立方メートル当たり税抜き38円に改定してから長らく改定は行っていない。平成元年の消費税導入の際は、税抜き単価を引き下げ、税込み38円とすることで対応してきた。以降、消費税率が8%に引き上げられるまでは、消費税導入時と同様に、税抜き単価を引き下げて、税込み単価を変えずに維持してきた経過がある。

令和元年10月の消費税率10%の引上げ時は増税分2%を転嫁し税込み38.698円となった。東日本大震災以降、電気料金や労務単価の上昇により赤字基調となっていたが、赤字部分については過去の利益を基金に積み立てており、それを取り崩すことにより対応してきたところである。しかしながら、令和7年度に基金残高が底をついたことに伴い、今回改定を行うに至ったものである。

本件については、令和8年3月の東京都議会において議決されているが、各市町村に対しては令和7年度に改定に係る意見照会があったところである。今後は、5年間の計画期間内で見直しを検討することとなっているため、改定となる場合は令和13年度となる見込みである。

【委員】

羽村市から排出される汚水は、昭島市と八王子市の水再生センターで処理されているとのことだが、その割合を確認したい。

【説明員】

市内においては清流地区から排出される汚水のみ八王子市の水再生センターで処理されている。そのため、市内の汚水排出量の99%超が昭島市の水再生センターで処理されている。

【委員】

別紙5-1において、他会計負担金、他会計補助金とあるが、これらの負担金等の詳細について確認したい。また、都補助金が減少傾向にあるがこの理由を確認したい。

【説明員】

他会計負担金、他会計補助金については、一般会計が負担する費用を収入したものであり、その基準が総務省から示されている。汚水処理に係る費用については、使用料収入で賄うものであるが、雨水処理に係る費用については公費負担となっており、総務省の基準に基づき一般会計から収入しているものである。

都補助金については、市が実施する事業の内容によって変動するものである。令和9年度以降は雨水浸透枳の助成事業の実施に係る財源として獲得を見込んでいるものである。

【会長】

ここまでの審議内容における重要な論点を整理する。

東京都が管理する流域下水道の維持管理は、各市町村が負担する流域下水道維持管理負担金によって賄われている。東京都は、令和8年4月から、東京都水再生センターにおける汚水処理に係る流域下水道維持管理負担金の単価を、約40%引き上げた。これに伴い、羽村市が東京都に支払う負担金は、年間約1億2,000万円増加する。この負担増は、羽村市の下水道事業の経営に大きな影響を及ぼすものであり、令和8年度以降、羽村市の下水道事業の経常収支は、恒常的な赤字が続くことが見込まれる。こうした状況を踏まえると、下水道事業を将来にわたって安定的かつ持続的に運営してい

くためには、使用料の改定により必要な収入を確保し、経常収支の改善を図る必要がある。

次に、基本使用料の改定について、重要な論点を整理する。

下水道事業は、その費用構造において、施設の維持管理などに係る固定的経費の割合が高いという特徴がある。こうした固定的経費は、使用水量の多寡にかかわらず発生するものであるため、基本使用料によって回収することが望ましいとされている。

別紙11では、下水道使用料の改定案が示されており、基本使用料の改定率は、27.27%とされている。基本使用料の改定率を相対的に高く設定するこの案は、使用水量の変動に左右されにくい安定的な収入の確保につながり、下水道事業の経営の安定に資するものである。また、固定的費用を基本使用料で賄うという、下水道使用料の基本的な考え方にも合致する。

したがって、今回の使用料改定を検討するに当たっては、単に使用料全体の改定率が何%になるかという点のみを見るのではなく、固定的経費について、基本使用料と従量使用料のいずれによって、どの程度負担を求めることが適切であるのかという点についても、重要な論点として検討する必要がある。

本日は、こうした点を踏まえ、下水道事業の安定的かつ持続的な運営と、市民の方々の負担とのバランスについて、委員各位から忌憚のない意見を頂きたい。

【委員】

令和6年10月に使用料改定をしているが、今回の東京都の料金改定を見込んだ上での改定がでなかったのか確認したい。

【説明員】

今回の使用料改定は、東京都へ支払う流域下水道維持管理負担金が大幅に増加することによるものである。本件については、令和5年度使用料等審議会において、使用料の改定を審議いただいた際には情報がなく、この使用料改定で令和10年度までは黒字が継続すると見込んでいたところである。

【委員】

流域下水道維持管理負担金の増額について、東京都から正式な通知があった時期を確認したい。

【説明員】

令和7年度である。

【委員】

今回の使用料改定に伴い、フレッシュランド西多摩の利用料に影響はないのか。

【説明員】

フレッシュランド西多摩は温浴施設であり、施設で排出される汚水については下水道に流れるため、使用水量が増えている状況にある。

【委員】

今回の流域下水道維持管理負担金の改定により収支が悪化したが、これ以外に収支の悪化につながるような外部要因が見込まれているか確認したい。

【説明員】

現時点では、経費の上昇などを見込んでいる程度である。

【会長】

これまでの議論を総括し、使用料等審議会としての意見を取りまとめる。

別紙8の「経営指標でみる東京都内26市の下水道事業の現状」においては、経常収支比率と経費回収率の二つの指標が重要である。

羽村市の令和6年度決算では、経常収支比率は、92.52%となっている。経常収支比率が、100%を下回るということは、下水道事業の業務活動に必要な経常的な費用を、使用料収入で賄えていないことを示しており、収入の確保や支出の削減など、更なる経営努力が求められる状況にあることを意味する。東京都内26市の中で経常収支比率が100%を下回っている自治体は、羽村市と国分寺市の2自治体のみである。

また、羽村市の令和6年度決算では、経費回収率は、87.28%となっている。経費回収率が、100%を下回るということは、汚水処理に要する費用を使用料収入で賄えていないことを示している。

羽村市は、経費回収率と経常収支比率の二つの指標が、いずれも100%を下回っている。二つの指標が共に100%を下回っているのは、東京都内26市の中で羽村市だけである。

こうしたデータから、羽村市の下水道事業は、その費用に対して使用料収入が不足している状況にあることが確認できる。下水道事業は、地方公営企業法の独立採算の原則により運営することとされており、このまま収入不足が継続することには課題がある。次に、別紙11において示された下水道使用料の改定案では、基本使用料の改定率を27.27%としている。この改定案は、固定的な費用を基本使用料で賄うという考え方に合致するとともに、使用水量の変動に左右されにくい安定的な収入を確保することを通じて、下水道事業の経営の安定に資するものと考ええる。

また、別紙11の改定率によるシミュレーションでは、収益的収支について、令和9年度以降、使用料改定による増収額が平均で年間約1億5,000万円となり、当年度純利益についても黒字が継続する見込みとなっている。

以上の議論を踏まえると、下水道事業の持続可能性を確保し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくためには、下水道使用料の改定が必要である。

なお、下水道事業は、独立採算制を基本とし、企業経営の視点に立った不断の経営努力が求められる事業である。このため、本日の議論を踏まえ、本審議会として、次の三点を付帯意見として付すこととする。

一点目は、企業努力を行うことである。料金改定に当たっては、市民の理解、とりわけ納得感を得ることが不可欠である。したがって、市民に負担増を求める前に、経費削減や業務見直しなどの経営努力を徹底するとともに、市民から「値上げありき」と受け止められることのないよう、経営改善に取り組む姿勢を明確に示す必要がある。

また、単に経営努力を行うだけでなく、どのような取組を実施し、それによってどの程度の効果を見込んでいるのかについて、経営努力の内容を具体的かつ分かりやすく可視化することが重要である。こうした取組を十分に講じなければ、行政による料金改定に関する説明の説得力が損なわれ、市民負担の増加に安易に依拠しているとの批判を招くおそれがある。

したがって、料金改定後においても、経営状況を継続的に検証するとともに、経費削減や業務の効率化など、不断の経営改善に努めるべきである。

二点目は、自主財源を確保することである。使用料収入のみに依存することなく、既存の資産や制度

を活用した多様な自主財源の確保策についても、積極的に検討する必要がある。

例えば、下水道マンホールのふたを広告媒体として活用するマンホール広告など、既存資産を有効活用した収入確保策について検討を進めるとともに、その他の新たな自主財源の確保策についても幅広く検討し、実現可能な取組については積極的に導入を進めるべきである。

また、自主財源の確保に当たっては、一時的な収入の確保にとどまらず、将来にわたり安定的な財源の確保につながる方策についても検討し、下水道事業の経営基盤の強化を図るべきである。

三点目は、負担の公平性を確保することである。滞納者に対する厳正な対応を徹底し、徴収率の向上を図る必要がある。滞納への対応を十分に講じないまま、広く市民に追加的な負担を求めることは、負担の公平性の観点から適切ではなく、市民の理解と納得を得ることも困難である。このため、徴収率の向上を含め、負担の公平性を確保するための取組を着実に進めるべきである。

以上の付帯意見を付した上で、使用料等審議会としては、下水道事業の持続可能性を確保し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくため、下水道使用料を改定することが必要であるとの結論とする。この結論について、委員各位の御異議はないか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

使用料等審議会として、下水道使用料の改定が必要であることを確認した。その上で、下水道使用料の改定に当たっては、企業努力、自主財源の確保及び負担の公平性の確保に関する付帯意見を付すこととする。

以上の結論を踏まえ、使用料等審議会として、答申案を取りまとめることとする。

(2) 下水道工事店指定事務手数料

【会長】

続いて、審議事項の(2)「下水道工事店指定事務手数料」について、説明をお願いします。

【説明員】

…(資料2-1、2-2、2-3について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

指定工事店の新規と更新で手数料に2倍の差があるが、この手数料は下水道法で規定されているのか。また、手数料の算出根拠について確認したい。

【説明員】

この手数料については、法律で規定されているものではない。手数料の算出に当たっては、新規・更新それぞれの事務手続に係る時間数から人件費を算出し、コストとしている。新規については、更新と比べ審査に時間がかかることから、コストが割高となり、手数料の差が生じているものである。

【会長】

それでは、審議会としての意見を取りまとめる。

現状、排水設備工事責任技術者の更新登録に当たっては、市に700円程度の負担が生じていることから、受益者負担の適正化の観点及び他自治体における手数料水準を踏まえ、当該手数料については、現行の2,000円から3,000円に改定することが適当であると考えます。

以上のことから、排水設備工事責任技術者の更新登録に係る手数料については、見直すことが適当であるとの結論でよろしいか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

排水設備工事責任技術者の更新登録に係る手数料については、見直すことが適当であると決定する。

(3) 排水設備計画確認手数料

(4) 排水設備工事検査手数料

【会長】

続いて、審議事項の(3)「排水設備計画確認手数料」及び、審議事項の(4)「排水設備工事検査手数料」については、関連があるため、併せて説明をお願いする。

【説明員】

…(資料3、3-1、3-2、3-3、3-4について説明)

【会長】

ただいまの説明について質問はあるか。

【委員】

この確認や検査を行う職員について、特別な資格が必要となるのか確認したい。

【説明員】

確認及び検査を行う職員に資格要件はない。上下水道設備課に配属されている職員のうち、技術を習得した職員が実施している。

【職務代理】

受益者負担の観点から、手数料を徴収することについては賛成である。東京都内において、これまでこの手数料の徴収がなかった理由について確認したい。また、今回市で実施することとなった際は、他自治体でもこの手数料の徴収が開始されるなど取組が拡大することがあるのか確認したい。

【説明員】

水道事業においては、以前から確認及び検査の手数料を徴収する仕組みとなっている。下水道事業

については、令和2年度に公営企業会計の適用となり、使用料を基に経営をしていくこととなった。

水道事業において実施していることが、なぜ下水道事業で実施できないのかという疑問から、本手数料の徴収について、検討を開始したところである。

下水道事業において、本手数料の徴収が実現した際は、その影響が東京都全体に波及する可能性があったことから、東京都及び東京都内の市町村が参加する会議において、本手数料の徴収について議題にあげたところ、本件は下水道管理者における施策であることから、他自治体の意見等を勘案する必要はないという結論であった。

【委員】

確認手数料、検査手数料ともに、受益者負担割合を100%としていない理由について確認したい。

【説明員】

これまで徴収していなかった手数料であることから、他自治体の状況を参考に、受益者負担を抑制しつつも、受益者負担割合が100%に近い水準となるよう設定したものである。

【委員】

他自治体においては、確認手数料と検査手数料を一体的な手数料としているケースがあるが、確認手数料、検査手数料を分けた理由について確認したい。

【説明員】

計画の確認後において計画が変更となるケースや工事を実施しなくなったというケースが存在することから、それぞれの手数を分けて設定したものである。

【委員】

本手数料の徴収については賛成である。新たに手数料を徴収することにより、施工業者の事務負担が増えるのか確認したい。

【説明員】

手数料の支払という行為が増えるのみである。

【会長】

それでは、審議会としての意見を取りまとめる。

東京都内の自治体において、本手数料を導入している自治体はない中であって、本手数料の導入は、下水道事業における新たな自主財源の確保に向けた先駆的な取組として意義があると考ええる。

また、受益者負担の割合についても、望ましいとされる100%に近い水準であることなどを踏まえると、本手数料を新たに徴収することが適当であると考ええる。

以上のことから、本手数料を新たに徴収することが適当であるとの結論でよろしいか。

【委員一同】

異議なし

【会長】

本手数料を新たに徴収することが適当であると決定する。

以上をもって、本日の審議事項は全て終了した。

2 その他

(1) 審議日程の確定について

(2) 次回の審議会について

(3) その他

【会長】

次に、次第の2「その他」について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

…(審議日程の確定及び次回の審議会について、事務局から説明)

【会長】

本日は、羽村市の下水道事業の現状及び全体的な構造を確認しながら、大変活発かつ有意義な議論をして頂き、感謝する。次回6月9日の第3回審議会は、動物公園の入園料など、6件の使用料について審議する予定である。次回も引き続き、委員各位の忌憚のない意見を願います。

以上をもって、第2回羽村市使用料等審議会を終了する。

-----閉会-----